「産業交流プラザ条例」別表新旧対照表

産業交流プラザ条例　別表（第11条第1項関係）

旧

施設	使用料
特別会議室	円 1,070
第1会議室	1,040
第2会議室	730
第3会議室	460
第4会議室	1,050
第5会議室	670
第1研修室	2,070
第2研修室	1,650
交流サロン	1,150
小会議室 ※R4.4.1以降	300
上記以外の施設（指定管理者が必要と認める場合に限る。）	1平方メートルにつき　10

新（R4.10.1以降）

施設	使用料	
特別会議室	市内	円 1,070
	市外	1,610
第1会議室	市内	1,040
	市外	1,560
第2会議室	市内	730
	市外	1,100
第3会議室	市内	460
	市外	690
第4会議室	市内	1,050
	市外	1,580
第5会議室	市内	670
	市外	1,010
第1研修室	市内	2,070
	市外	3,110
第2研修室	市内	1,650
	市外	2,480
交流サロン	市内	1,150
	市外	1,730
小会議室	市内	300
	市外	450
有料コワーキングスペース	市内	100
	市外	150
上記以外の施設（指定管理者が必要と認める場合に限る。）	市内	1平方メートルにつき　10
	市外	1平方メートルにつき　20